

国民健康保険資格情報のお知らせの負担割合判定について

- ★ 令和8年7月31日をもって、高齢受給者証の交付は終了しました。
70歳以上の方の負担割合は、資格情報のお知らせをご確認ください。
70歳以上の方に交付されている資格情報のお知らせの有効期限は、令和9年7月31日です。

※ ただし、令和8年8月1日から令和9年7月31日の期間に75歳の誕生日を迎える方の有効期限は、75歳の誕生日の前日までです。

- ★ 負担割合は、住民税課税所得と収入によって異なります。
(課税所得は課税標準額と記載されている場合もあります。)

1 自己負担割合(2割と3割)の判定基準

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方の住民税課税所得と収入金額により判定します。

- ・ 判定する所得と収入は、令和8年度分(令和7年の1月から12月まで)です。
- ・ 負担割合の判定による切替は、毎年8月1日です。

3割負担 同じ世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の
国民健康保険被保険者がいる人

2割負担 上記の3割負担以外の人

原則申請不要となりました。

※ 3割負担の方で一定の条件に該当する場合は、2割負担に認定される場合があります。

<住民税課税所得が145万円以上でも、2割負担になる方とは>

70歳以上75歳未満の国保被保険者が、以下のいずれか条件を満たせば、2割負担になります。

- (1) 同一世帯に、70歳以上75歳未満の国保被保険者が1人の場合は、収入が383万円未満であることが確定申告等により確認できる場合
- (2) 同一世帯に、70歳以上75歳未満の国保被保険者が2人以上の場合は、収入合計が520万円未満であることが確定申告等により確認できる場合

※ 国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方が1人、かつ旧国保被保険者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方)がいる場合で、旧国保被保険者を含む合計収入額が520万円未満であることが確定申告等により確認できる場合も2割になります。

※ 上記条件において、確定申告による確認ができない場合でも、別途申請を提出していただくことにより2割負担になる場合があります。

※ 住民税課税所得が145万円以上でも、70歳以上75歳未満の国保加入者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合も2割負担になります(申請不要)。

※ 住民税課税所得は、以下の書類等から確認できます。

- ・ 「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」の課税明細②の課税標準額
- ・ 「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」の課税標準額
- ・ 「市民税・県民税・森林環境税(所得)証明書」の課税標準額

2 高額療養費の自己負担限度額

1か月の自己負担限度額(70歳以上)

所得区分		外来(個人単位)	外来＋入院(世帯単位)	年間上限(年額)
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	270,300円 +(医療費－901,000円)×1% *4		168万円
	Ⅱ(課税所得380万円以上 690万円未満)	179,100円 +(医療費－597,000円)×1% *5		111万円
	Ⅰ(課税所得145万円以上 380万円未満)	85,800円 +(医療費－286,000円)×1% *6		53万円
一般		22,000円 外来年間上限216,000円 *3	61,500円 ※4回目以降 44,400円 *7	53万円 *9
低所得Ⅱ *1		11,000円 外来年間上限96,000円 *3	25,700円 ※4回目以降 24,600円 *8	29万円
低所得Ⅰ *2		8,000円	15,700円	18万円

*1 低所得Ⅱとは、同一世帯の世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税の方

*2 低所得Ⅰとは、同一世帯の世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、

その世帯の個人ごとの各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

(ただし、公的年金の収入がある方はその収入が826,500円以下)

*3 期間は、8月から翌年7月の1年間となります。

*4 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は140,100円

*5 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は93,000円

*6 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円

*7 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円

*8 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は24,600円

*9 一部41万円(償還払い)の場合があります。